

大阪市告示第536号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大阪市立阿倍野防災センターの使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月5日

大阪市長 横山英幸

1 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託先

一般財団法人大阪消防振興協会、株式会社ノムラメディアス大阪事業所、ジェイ・アクシス株式会社共同事業体

代表者 一般財団法人大阪消防振興協会 理事長 小西 一功

(消防局予防部予防課)